

再審・えん罪事件全国連絡会第28回総会決定

2019年12月1日～2日

滋賀県教育会館にて

一 はじめに



昨年の総会以降、再審請求事件をめぐる情勢で大きな動きがありました。今年（2019年）3月、松橋事件の宮田浩喜さんが再審無罪判決を勝ちとり確定しました（熊本地裁）。

同じく3月に、湖東記念病院人工呼吸器事件で、最高裁第2小法廷が検察の特別抗告を棄却し、西山美香さんの再審開始が確定。大津地裁での再審公判前の協議において検察を有罪立証断念に追い

込み、再審無罪にむけた大きな前進を勝ち取っています。

5月には、布川国賠裁判で、偽計を用いた取調べや検察による証拠隠しの違法性を認める画期的な内容を含んで桜井昌司さんが勝利判決を勝ち取りました（東京地裁）。

これらの裁判の勝利によって、あらためて自白偏重の捜査や証拠開示の重要性などが明らかにされ、再審開始決定に対する検察の不服申し立てによる不当な裁判の引きのばしや再審妨害の問題も浮き彫りにしました。

ところが、6月に最高裁第1小法廷は大崎事件について、検察の特別抗告は理由がないとしながら、「職権で調査」して、自判により再審開始決定を取り消し、92歳になる原口アヤ子さんの再審請求を「強制終了」させました。この決定は、無辜の救済という再審の理念に反し、相次ぐ再審開始、再審無罪の流れと、再審法の改正を求める運動と世論の高まりを抑え込もうとする不当な決定です。また、この間、豊川幼児殺人事件、三鷹事件、北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件など、再審請求が不当にも棄却されました。

本総会では、激動の再審・冤罪事件をめぐる「せめぎ合い」の情勢について論議を深め、この間の運動を総括し、個々の裁判の勝利とあわせて、冤罪犠牲者を早期に救済する再審法の改正と、刑事司法制度の改革を勝ち取る新たな方針と役員体制を確立します。

二 この一年間の再審・冤罪事件をめぐる裁判の成果と課題

1、たたかひの成果と前進

①松橋事件の再審無罪が確定

松橋事件の再審公判で熊本地裁は、検察の証拠調べ請求を却下し、2月28日の第1

回公判で結審し、3月28日に殺人罪について無罪判決を言い渡し確定しました。

この事件では、宮田さんと犯行を結び付ける客観的な証拠は何一つなく、自白が唯一の証拠でした。今回の再審無罪判決確定は、自白に偏った捜査や裁判に警鐘を鳴らすとともに、証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察上訴の禁止など、再審制度の抜本的改革の必要性を示しています。

②湖東記念病院人工呼吸器事件が再審無罪へ大きく前進



9月30日、湖東記念病院人工呼吸器事件で、再審公判にむけた6回目の三者協議（大津地裁・大西直樹裁判長）がおこなわれました。この日、検察はこれまで再審開始決定が認めた死因に関する鑑定と西山さんの自白の信用性を否定したことを争う姿勢を示していましたが、再審公判では、一転して新たな有罪立

証をおこなわないと表明しました。

さらに10月末には、警察から検察に送致されていなかった未開示の証拠58点を開示。資料には、患者は、チューブに痰が詰まったことによって酸素供給量が低下し、心停止に至ったことを示唆する医師の所見が記載された捜査報告書も含まれていました。弁護団は会見で、「起訴判断にもかかわる重要な証拠で、意図的な証拠隠しと言わざるを得ない」と批判しました。

この間に検察が開示した証拠の中には、病院関係者の供述調書や人工呼吸器のマニュアルなどがあり、西山さんの逮捕以前に警察が知りえた情報をもとに西山さんに自白を誘導した可能性が出てきました。

自然死の証拠を隠し、殺人事件として立件する——この異常事態を受けて、国会でも追及が始まりました。11月26日、参議院法務委員会で日本共産党の山添拓参院議員が再審と冤罪について質問し、湖東記念病院事件における警察の証拠隠しを追及しました。「警察は、無罪の可能性を示す重要な証拠を検察に送らなくてもよいというルールにしているのか」山添議員が問いただしたところ、応じた警察庁幹部は「どのような証拠をどのように送致するかは、個別具体的な事案ごとに異なり一概に答えられない」と答弁。山添議員が「個別の事案によって、つまりこの事件では（無罪の証拠を）送らなくていいという答えだ。それで本当にいいのか」と重ねて追及すると、警察庁幹部は否定も肯定もせず、「証拠の検察官送致は刑法246条の趣旨に従っている」と述べ、答弁をはぐらかせました。

裁判は、来年2月に初公判が開かれ、3月に判決が出される日程が決まりました。弁

護団は、西山さんの無罪を勝ちとるとともに、引き続き事件の真相を明らかにする証拠開示を求めて奮闘しています。

③ 検察の証拠隠しを断罪した布川国賠裁判の東京地裁判決



布川国賠訴訟は5月、東京地裁で、偽計を用いた取調べや検察による証拠隠しの違法性を認める画期的な内容を含む勝利判決を勝ちとりました。この判決は、刑事裁判確定審の控訴審で弁護団が求める証拠開示を検察官が拒否したことや、警察官が偽計などによって自白を強要したこと、また、裁判で警察官らが偽証したことも違法

法として断罪しています。これらの違法行為がなければ、少なくとも刑事裁判確定審の控訴審で無罪判決が出されていた可能性が高いとして、警察・検察の責任を認める判断を行っています。ところが、国と茨城県は地裁判決を不服として東京高裁に控訴しました。

これに対し、桜井昌司さんと弁護団は、地裁判決は一部取り調べの違法性を認めたが、証拠の捏造・改ざん、不十分なアリバイ捜査、「逆送」による自白の強要などを認めていません。また、そもそも証拠がないにもかかわらず起訴した違法性を認めていないとして、付帯控訴しました。さらに、1審を上回る判決を勝ち取るために支援運動を広げ、強化することが求められています。

2、この間の裁判の問題点と課題

① 「無辜の救済」という再審の理念に反する大崎事件最高裁決定

最高裁は、大崎事件第3次再審請求について、職権で調査し、再審開始を認めた福岡高裁宮崎支部及び鹿児島地裁の決定を取り消して、自ら再審請求を棄却する決定を行いました。この決定は、「無辜の救済」という再審の理念を根幹から踏みにじり、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則が再審にも適用されるとした白鳥・財田川決定に反します。しかも、再審の理念に反して書面審理だけで地裁、高裁の再審開始決定を取り消し、差戻しもせずに自判で再審請求を棄却することは、憲法が保障する公正な裁判を受ける権利の侵害です。さらに、92歳となる原口アヤ子さんの再審請求を断ち切るもので人道的にも許されません。今回の最高裁決定こそ、「著しく正義に反する」ものであり、歴史に残る誤判であることを世論に訴え、再審の理念を広げていくことが求められています。

同時に、最高裁がこれだけの異例な決定をおこない、相次ぐ再審開始の流れを食い止



めようとする動きを軽視せず、広く市民に訴えてたたかいを強化することが求められます。また、今回の決定は、検察の不服申し立ての禁止など、再審法（刑事訴訟法）改正の必要性を改めて示しました。

②三者協議も事実調べも行わず、事件に向き合わない名古屋高裁

— 名張毒ぶどう酒事件の再審開始決定をかちとろう —

名張毒ぶどう酒事件の再審請求棄却決定に対する異議審が係属している名古屋高裁刑事第2部（高橋徹裁判長 11月1日付依願退官）は、弁護団による再三の面談や進行協議開催の要求を全く無視する一方で、検察には弁護団が申請している封緘紙糊再鑑定のため証拠閲覧の必要性に関して意見を求めるなど極めて不当な訴訟指揮を行っています。この間、弁護団は3回にわたって忌避の申し立てを行いました。忌避も却下され状況は打開されていません。裁判所は、弁護団の忌避申し立てについて、「手続を遅延させる目的のみされたことが明らかである」と理由で却下しています。しかし、弁護団の再三にわたる進行協議の申し入れに対して、毎回「検討中である」を繰り返し、「いつまで検討が必要かという再質問についても同様の回答を繰り返し、まったく事件に真摯に向き合おうとしません。さらには、高橋徹裁判長が11月1日付で突然依願退官し、未だ後任人事も決まらないという無責任きわまりない状況が続いています。

こうした裁判所の姿勢をあらためさせるため、事件発生から58年となる3月には「名張毒ぶどう酒事件 事件発生58年行動」をおこなって裁判所への抗議行動を行いました。さらに11月には、こうした名古屋高裁の不当な訴訟指揮を許しているのは現行の再審法に不備があることを市民に訴えるため、再審法改正を求める市民の会の共同代表の周防正行映画監督を招いて、「それでも奥西さんはやっていない」と題して全国支援集会を開催しています。

兄の再審無罪と名誉を勝ちとるため、第10次の再審請求を申し立てた妹の岡美代子さんは90歳になりました。一日も早い再審開始・無罪判決が求められています。

そのほかにも請求人の無実の訴えに真摯に向き合わず、再審請求を棄却する事件が少なくありません。北稜クリニック筋弛緩剤冤罪事件、三鷹事件、豊川幼児殺人事件においても弁護団が提出した科学的な新証拠について、いっさい事実調べも行わず再審請求が却下されています。

当連絡会としても、各支援組織と共同してこうした裁判所の不当な訴訟指揮を改善するとともに再審法改正につなげて行きます。

③ 訴因変更による不当判決、決定を跳ね返そう

昨年の総会では、今市事件の東京高裁判決を事例として、弁護団の主張で有罪立証が崩された検察官が訴因変更を請求し、それを裁判所が安易に認めていることを、被告人・弁護人の防御権や公正で迅速な裁判を受ける権利を侵害するとして厳しく批判しました。

ところが、今市事件に加えてあずみの里「業務上過失致死」事件で、訴因変更によって有罪判決が出されました。

今市事件で東京高裁は、自白の信用性が揺らいだことを受けて、検察官に訴因変更を促し、情況証拠では犯人性が認められないとした宇都宮地裁の認定を覆してまで、犯人性を肯定しました。最高裁に特別抗告して無罪を求めています。

加盟事件ではありませんが、あずみの里業務上過失事件で長野地裁松本支部は、二度にわたり訴因変更を認め、今年3月、予備的訴因として追加したおやつの形状変更の確認を怠ったことを過失として有罪判決を出しました。被告人と弁護団は、ただちに東京高裁に控訴してたたかっています。

再審事件では、同様の問題として姫路花田郵便局事件があります。再審請求人のジュリアスさんは、確定判決では実行犯として有罪とされました。

再審請求審では、弁護団が新証拠によってジュリアスさんの犯行に重大な疑いが生じ、確定判決の認定が崩壊しました。すると裁判所は、ジュリアスさんは実行犯ではないかもしれないが「共謀共同正犯」の可能性があると見て、神戸地裁で差し戻し審が始まり証人尋問が行われました。

そもそも、ジュリアスさん逮捕の根拠とされたのは、ジュリアスさんが所有する倉庫から被害金が発見されたことでした。確定判決では、ジュリアスさんの関与なしに倉庫は使えなかったとされました。今回尋問が行われた証人の一人は、ジュリアスさんに倉庫を貸した倉庫所有者の妻で、事件当時、倉庫の扉を開けたまま、ジュリアスさんが不在にしていたので注意したことがあると弁護人に陳述している女性です。

神戸地裁は、今回の証人尋問で「倉庫の扉が開いていたかどうか、管理状況を聞きたい」と尋問を決定しました。証人尋問で倉庫所有者の妻は、「ジュリアスがいなくて倉庫の扉が開けっ放しになっていたことがある」と証言しました。確定判決の認定を大きく揺るがす証人尋問となりました。

ジュリアスさんは、冤罪に巻き込まれた日本で家族と生活するために入管法とのたたかいもあります。ジュリアスさんは、服役を終え出所すると直ちに入国管理局に収容されました。現在は、仮放免という措置で家族のもとに帰っていますが、就労の自由がなく長期にわたって経済的な苦難を強いられています。また、移動の自由も規制され、特別な許可がない限り、兵庫県外に出ることもできません。無実を立証しなければ退去強制という判地裁断を不服とする裁判も、現在、大阪高裁に係属しています。

支援する会では、証拠の改ざん問題を追及する国賠裁判とあわせて再審開始決定を勝ちとるために支援を強めています。

このように、裁判所が有罪方向で積極的な姿勢を示し、訴因の変更を認めることや再審請求審で解決済みの事実認定を有罪方向で見直すことは、憲法 39 条が保障する「二重の危険の禁止」原則に違反するものです。

三 「新たなせめぎ合い」を跳ね返し、無実の人を救おう

1、事実と道理にもとづくたたかひの強化

これまでの再審・えん罪事件のたたかひの教訓は、誰もが納得する事実で検察の主張や確定判決の誤り・不当性を論証し、広範な裁判批判の運動を組織してきたことです。

この間、松橋事件の再審無罪、袴田事件、大崎事件、湖東記念病院人工呼吸器事件、日野町事件の再審開始決定を通じて明らかになった、捜査機関による証拠の捏造や隠蔽、自白偏重の捜査や裁判のあり方に国民の批判が強まっています。

一方、裁判員制度の導入の際に、検察官が開示した証拠について、審理以外の「目的外使用」を禁じる規定が刑訴法 218 条 4、5 に設けられ、この規定が形式的に運用され、弁護団から裁判資料の提供がされず支援運動にも支障をきたす事態も生まれています。

袴田事件弁護団は、この規定は再審請求審に適用されるものではなく、そもそも憲法が保障する公開の原則に反するとして、事件の真相を明らかにし、審理の促進に役立つかどうか弁護団が総合的に判断して、この間開示された証拠を公表しています。

この教訓に学んで、判決や裁判記録などを検証して、弁護団とともに真実の究明に努力し、裁判所に徹底した証拠の採用と事実調べを実現させることが不可欠です。国民救援会は、「大衆的裁判闘争のすすめ方」小冊子を発行しました。この小冊子は、長年の裁判闘争の蓄積を通じて確認された教訓がまとめられています。支援活動をすすめる上で、大変参考になります。ぜひ、各支援組織でも学習会を開くなど学習を強めましょう。

不公正な裁判への怒りは、事実を知り、道理にもとづかない権力の姿を知るところから生まれます。個々の事件の裁判で現れた事実を具体的に訴え、人びとの心を打ち、魂をゆさぶる運動を展開しましょう。

2、証拠開示、事実調べをめぐる攻防

この間の再審開始、無罪判決の教訓として、検察官の手持ち証拠の開示の前進が指摘されています。再審における証拠開示の前進は、原審における警察・検察の捜査の問題点を浮き彫りにしました。

湖東記念病院人工呼吸器事件では、弁護団は再三にわたる証拠開示請求を行い、証拠のリスト開示まで勝ち取りました。開示された証拠の中には、事件直後に医師から「痰が喉に詰まって亡くなった可能性が高い」という「捜査報告書」までありました。また、

そのほかにも警察から検察に送致されてない重要な証拠が含まれていたことも明らかになってきました。改めて証拠の全面開示の重要性が示されました。これらの教訓に学んで、裁判所、検察の不当な訴訟活動を許さず機敏に反撃することが大切です。

証拠開示をめぐるっては、各地の裁判所で厳しいたたかいが続いています。検察は、請求人・弁護団の開示請求について「法的根拠がない」として応じようとしません。また、裁判所の姿勢に大きな「再審格差」があることが指摘されています。その点においても、再審における証拠の全面開示は喫緊の課題となっています。

3、重要な段階を迎える事件に連帯した支援を

再審・えん罪事件全国連絡会は、共通する課題で冤罪犠牲者の救済と冤罪をなくすための刑事司法改革、刑事施設に収監されている被収容者の処遇改善運動にとりくんできました。また、個別事件についても重要な段階を迎える事件や各事件の集会・現地調査等の成功にむけて協力してきました。引き続き、共通した課題での共同行動や相互の事件支援と連帯した運動をすすめます。*加盟事件の現状と課題については、別紙の各事件報告を参照ください。

とりわけ、以下の事件の支援について、再審・えん罪事件の全体の運動を押し上げるために、連帯したとりくみを強化します。

①日野町事件の即時抗告審のたたかい



7月12日、日野町事件弁護団は大阪高裁(第2刑事部)に検察の即時抗告の反論書を提出しました。検察は、即時抗告で、開始決定は再審制度の構造を誤解し、新証拠の明白性・新規性に関する最高裁判例の解釈を誤っていると主張しています。これに対して弁護団は、開始決定は最高裁の白鳥・財田川決定を踏まえた正当な判断だとして反論しています。また弁護団は、胃の内容物から殺害時刻を推定する法医学鑑定意見書や、アリバイ証言に関する心理学鑑定意見書などの新証拠を提出する予定であることも明らかにしました。

こうした即時抗告審の状況を踏まえて、あらためて支援の輪を広げるため第11回全国現地調査を80人の参加で成功させ、大阪高裁で再審開始を確定させる運動を全国で強めています。

②袴田巖さんの再審開始・再収監を許さないたたかい

弁護団は、DNA鑑定問題などを含めて5通の特別抗告補充書を提出し、調査官との面会を求めています。最高裁はいっさい応じようとしていません。

巖さんが獄中にいたときからカトリック信者だということもあり、弁護団と支援団体では、ローマ法王の来日に合わせた面談の実現にむけて、各方面と協力して要請を行ってきました。そして、後樂園ドームで行われたミサに招待され、マスコミでも大きく報道されました。



「袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会」では、袴田巖さんの再収監を許さないため著名人アピールや毎月の最高裁要請、各地で解される死刑シンポにも姉秀子さんが積極的に参加して支援を呼びきました。今年も12月12日に「袴田巖さんの再収監を許さない12・12

行動」にとりくむことを決めており、支援組織からの積極的なご参加を呼びかけます。

〈今年の12・12再収監を許さない行動〉

- 11時00分 有楽町マリオン前で宣伝行動
- 13時15分 最高裁要請・署名提出行動
- 15時00分 衆議院第2議員会館多目的会議室で院内集会

③今市事件の最高裁での無罪判決を勝ち取るために

今市事件は、関西冤罪事件連絡会（たんぼぼの会）のたたかいに学んで、最高裁で無罪を勝ちとるために「今市事件の最高裁勝利を勝ちとる首都圏の会」が発足しました。

「首都圏の会」では、関東、首都圏の国民救援会と守る会の代表が参加して、作業を分担しながら支援活動を進めています。事件の真相を広めるため独自に事件解説のDVDを作成して頒布、埼玉では紙芝居などを作成して事件の真相を広めています。

10月23日の今市事件の一日行動では、有楽町マリオン前で70人が参加して宣伝行動、90名の参加で院内集会も成功させました。いま、署名は、年内3万人分を目標にして、勝又拓哉さんのお母さんを先頭に、守る会役員が手分けして全国オルグを展開中です。

再審の厳しい現実を知っている仲間だからこそ、最高裁でもう後がない今市事件で無罪判決を勝ちとるため、全国からとりくみを集中します。

4、再審請求を準備中の事件

大崎事件は、現在第4次の再審請求を年度内に行うよう準備を進めています。

福井女子中学生殺人事件は、弁護団が第2次再審請求にむけて新たな視点も含めて、専門家の力も借りて新証拠の作成に奮闘しています。また、守る会では現地調査の開催や確定記録を読み込みながら事件の学習会を重ねています。

えん罪・神戸質店事件は、岡山刑務所に収監されている緒方さんを激励しながら、再審に向けて弁護団と協議を進めています。

長生園不明金事件は、事件を風化させず事件の真相を広めるため、定例宣伝や再審に向けて情報提供を呼び掛けています。

特急あずさ号窃盗冤罪事件は、地元の自由法曹団長野支部の協力を得て、新たに6名の弁護団が結成されて、第2次再審請求にむけて検討が進められています。

5 「5・20全国いっせい宣伝行動」など



「白鳥決定」を記念し毎年行っている「無実の人びとを救う！ 5・20全国いっせい宣伝」は、国民救援会と共同して全国で取り組みました。このとりくみは、冤罪事件の実態を広くアピールすることにもなっています。

また、今年は大崎事件の最高裁決定を跳ね返そうと、これまでの街頭宣伝に加えて各地の裁判所前でも宣伝行動を行い、地裁、高裁での綿密な事実調べを否定する最高裁決定を批判し、下級審の裁判官を激励しようという取り組みも行われました。

引き続き、国民救援会等の協力を得て冤罪事件の実態と刑事司法の改革の必要性を多くの国民に知ってもらおう運動としてとりくみを強化します。

四 再審法の改正運動と、冤罪を生まない刑事司法制度改革をめざして

1 再審法の改正をめざして

昨年の総会で決定した再審法改正を求めるたたかいは、大きな前進を勝ち取ることができました。

昨年の総会前日には、国民救援会ともに「冤罪根絶一日行動」を行い、最高裁係属事件の勝利と再審法改正を求める国会要請行動をはじめ、各地で学習会や冤罪事件の支援と合わせた街頭宣伝行動を行いました。

この間、松橋事件の再審無罪、湖東事件の再審確定などのたたかいを通じて、マスコ

ミでも再審法改正を求める社説や報道が増えており、国民の関心も高まっています。また、大崎事件最高裁決定や布川国賠訴訟判決によって、再審法改正の必要性が示されました。

さらに、3月には冤罪事件当事者で組織する「冤罪犠牲者の会」が結成され、再審法改正や第三者機関による冤罪原因究明を求める運動を開始しました。10月には日弁連が人権擁護大会で再審法改正をテーマに分科会を開催し、再審法改正を求める決議が採択されました。再審法の改正を求める動きが大きく前進しています。

こうした情勢に応じて、5月20日「再審法改正をめざす市民の会」が結成されました。「市民の会」は、裁判官によって審理の方法や証拠開示の取扱いに違いが出る「再審格差」、再審開始決定への不服申し立てによる再審妨害など、再審法の不備をなくし再審請求人の権利を保障する法制化の実現をめざし、当面、3項目（①再審のためのすべての証拠の開示、②検察の不服申し立ての禁止、③再審における手続きの整備）の実現を掲げています。

当連絡会も3項目の実現にむけて、「市民の会」をはじめ関係団体との共同のとりくみを強化します。引き続き、個別事件の再審開始決定、再審無罪判決を勝ちとる事件支援の活動と再審法改正運動とを結びつけて運動にとりくみます。

現在、「市民の会」では再審法改正を求める超党派の議連の結成をめざして各党派の国会議員に対する要請を強めています。その一環として、地方自治体での「意見書」採択運動に取り組んでいます。

この間、国民救援会奈良県本部では地方議会への請願運動にとりくみ、これまでに5自治体の議会で「再審法の改正を求める意見書」が採択されています。その中の一つ三宅町議会では、奈良県弁護士会に講師を依頼して、超党派で学習会をおこなうなどの貴重な経験が生まれています。再審法改正に向けて地元選出の国会議員事務所への要請や、地方議会への働きかけを各地で強めます。

また、11月には「再審法の改正をめざす大阪の会」が結成され、学習宣伝活動をはじめ、12月議会にむけて「意見書」採択運動に取り組んでいます。

日弁連は、10月3日から開かれた人権擁護大会で、「えん罪被害救済へむけて～今こそ再審法の速やかな改正を求める～」と題してシンポジウムを行い、①再審請求手続きにおける全面的な証拠開示の制度化と、②再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止を求める「再審法の速やかな改正を求める決議」を全会一致で採択しました。ぜひ、各事件の支援組織においても、国民救援会などと協力して各地の弁護士会に積極的に働きかけて、市民集会の開催や地方自治体決議採択運動等への協力を要請します。私たちは、再審法の改正の必要性を痛感している冤罪事件の支援団体として、各事件の事例と結びつけながら学習、宣伝活動を強めて、世論を高めていくために積極的に役割を發揮します。

今後、個人署名の運動も検討されています。各事件の署名とあわせて取り組みをお願いします。

いします。

2、裁判員裁判施行10年を検証し、冤罪を生まない刑事司法改革を

①裁判員裁判制度の施行に10年目にあたって

今年5月、裁判員裁判の施行から10年目を迎え、国民救援会は「改善要求」を表明し、法務省や衆参両院の法務委員への要請を行いました。要請行動では、施行当初から求めていた緊急5項目改善要求（①裁判員の守秘義務の緩和、②取り調べの全過程の可視化、③証拠の全面開示、④弁護側の証拠制限規定などの廃止、⑤開示証拠の目的外使用の禁止規定の廃止）の実現を訴えました。

引き続き、国民救援会や「なくせ冤罪！市民評議会」、法律家諸団体とも連携を強めて冤罪を生まない刑事司法改革の実現に向けて運動をすすめます。

②取調べ可視化など「改正」刑訴法の施行をめぐる争い

6月1日、「改正」刑事訴訟法により、裁判員裁判の対象事件や検察が独自に捜査する事件の取調べについて、原則、録音・録画（可視化）の義務化が施行されました。

連絡会は、任意捜査の取調べが除外され、一部可視化では捜査機関に都合のよい部分が録画・録音され新たな冤罪を生むこと、さらに、対象事件が全刑法犯の3%に過ぎないことから極めて不十分であるとして反対してきました。

今市事件の一審の裁判員裁判では、取調べを一部録画した映像が有罪判決の決め手となり、有罪認定されました。当連絡会が指摘した危険が現実化しました。これに対し控訴審判決で東京高裁は、一審判決が「取調べの録音・録画媒体から犯罪事実を認定した」のは違法と判示しました（但し、その他の状況証拠を総合評価すれば被告人の犯行を認定できるとして、あらためて無期懲役の判決をしました）。

ところが、最高検察庁は、今市事件のケースのように録音・録画媒体を、犯罪事実を立証する実質証拠として積極的に活用することを全国の検察庁に指示しています。

そもそも可視化制度の導入は、自白偏重の捜査や違法な取調べをチェックするため、つまり供述が任意になされたものであるかを検証するためであり、録音・録画媒体を有罪立証の証拠（実質証拠）として利用するためではありません。

にもかかわらず、検察があくまでも録音・録画媒体を供述の任意性の判断のためでなく、実質証拠としても用いようとするのなら、冤罪をなくすために、改めて弁護人の立ち会い権の保障が一層切実な課題となります。「人質司法」の是正をすすめることが重要です。

また、10月、日弁連が人権擁護大会において、「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言」をおこない、取調べでの弁護人立ち会い権の確立を求めていくことを確認しました。当連絡会も、取調べの全面可視化の実現を求めるとともに、弁護人の立ち会いを求めてきました。その実現にむけてとりくんでいきます。

五 刑務所等の処遇改善等のとりのくみ

① 被收容者との面会制限問題

昨年の総会では、大仙市事件の畠山博さんへの面会について、山形刑務所が「単なる安否伺いは手紙で十分」と、親族以外の面会制限が強まっている実態が報告されました。

現在、刑事施設に收容されている被拘禁者と支援者の面会などについて全国的に規制が強まり、各刑務所の所長の「裁量」によって処遇実態が後退し、旧監獄法時代の状況に戻りつつあります。

② 被拘禁者と通信への検閲問題（千葉刑務所の伊原康介さんの事例）

千葉刑務所に収監されている小石川事件の伊原康介さんが、支援する会に宛てた手紙の検閲について、支援する会と千葉刑務所との交渉を紹介します。



今年、伊原さんに年賀状が150通届きました。しかし、伊原さんは月に5通しか手紙を出せないで、支援する会の事務局への手紙で「年賀状をくれたみなさんにお礼を伝えてください」とメッセージを送ろうとしました。これに対して、千葉刑務所は「第3者への伝言は許可し

ない」と伊原さんのメッセージを差し止めたというものです。

支援する会では、その法的根拠について異議を申し立て、刑務所当局に見解をたずねました。これに対し、千葉刑務所はまったく返答しないために、何回も電話で催促し、また7月末には千葉刑務所の庶務課長に再度文書を送りました。その結果、9月になって電話で問い合わせたところ、庶務課長は「その件については回答しないということが返答です」と返事してきました。

刑事被收容者処遇法では、受刑者の信書については「基本的には権利として保障し、合理的な制限の理由がない限り、保障することは適当」（有斐閣、逐条解説・刑事收容施設法）とされています。そして、128条では「刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれのある者」との信書の発受の禁止が規定されており、129条では「1 暗号など理解できないもの、2 刑罰法令に触れるおそれのあるもの、3 刑事施設の規律及び秩序を害するおそれのあるもの、4 威迫、虚偽の記載など受信者に不安、損害をあたえるもの、5 受信者を著しく侮辱する記述があるとき、6 受刑者の矯正処遇に支障があるもの」などの内容が差し止められることが規定されています。

今回の伊原さんの「年賀状のお礼」の文章は、以上の禁止事項にまったく当てはまらないものです。また、伊原さんの文章は、特定の年賀状発信者への「お礼の手紙」であり、「第三者への伝言」「他人への伝言」ではありません。

「逐条解説・刑事収容施設法」では、信書とは「特定人が特定人に意志や事実を伝えるための文書」と規定され、書籍やビラ等の不特定多数に伝達する文書は信書ではないが、「特定の複数の者に対して発する文書」は信書であるとされています。

伊原さんの「お礼の文章」は、150通の年賀状という「特定の複数の者」に対するものであり、認められるべきものです。

結局、千葉刑務所は回答不能に陥り、答えられないことから、「回答しないのが回答だ」という苦し紛れの言い訳を言ってきたのです。

10月4日には、東京で「2019年司法総行動」が行われ、その問題を法務省に対して回答を求めました。矯正局の担当者は、「個々の事例についてコメントできないが、みなさんの刑事被収容者処遇法の解釈はただし」と答弁しました。

③収容施設の熱中症対策など新たな課題

例えば、岡山刑務所に収監されています神戸質店事件の緒方さんによると、今年の猛暑も厳しく、「夜間も眠れない」「壁はさわることができないほど熱くなる」「支給された布団の上に敷く冷却マットも使い物にならない」「暑さで倒れた受刑者がいる」とのことです。また、例年、受刑者は霜焼けに苦しめられています。近年の災害級の寒暖にたいする収容施設の対応が極めて不十分です。

④被収容者の人権を守ろう

このように千葉刑務所など不当な処遇について軽視せず、機敏にたたかい跳ね返すことが大切です。また、毎年深刻になる温暖化の影響で収容施設での熱中症対策も処遇改善の新たな課題となっています。

刑事被収容者処遇法においては、従来の累進処遇制を廃止し、現場での刑務官による多角的評価で受刑者等の優遇処置をするという制度を採用し（同法88条）、また、食事、運動、作業、接見、通信等の詳細な実施については、その刑務所の特質を反映させる趣旨で、当該刑務所長の裁量権を拡大しました。これには、従来の上からの規則、通達、指示、命令等による規律優先の処遇に代わって、現場の「人道的配慮」にもとづく人間的ふれあいの中での処遇であるためには、現場での裁量権の範囲を広める必要があるという理由付けがされました。

しかし、「現場」では「受刑者の人権」よりも「刑事施設の規律及び秩序の維持」が最優先とされ、当時私たちが危惧し、指摘したように刑務所長の裁量権が濫用されて、「行刑改革会議提言」の理念とは逆に、不当に受刑者らの権利が侵害されているのが実態です。受刑者から見れば、生殺与奪の権限を刑務官に握られており、不満があっても

懲罰を恐れて、従順にならざるを得ないという実情もまた広く存在しています。

これでは、「行刑改革会議提言」が主張したような「(受刑者が) 人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことが大切であり、受刑者の処遇も、この誇りや自信、意欲を導き出すことを十分に意識したものでなければならぬ」という、監獄法改正の基本理念からかけ離れています。

今期において、あらためて被拘禁者の処遇の実態を調査し、各支援組織や国民救援会、監獄人権センターなどの協力を得て、法務省の矯正局や各刑事施設への要請を行います。

引き続き、「被収容者の処遇のための最低基準規則＝マンデラ・ルール」や拷問等禁止条約による日本政府に対する「総括所見」なども活用して、遅れた日本の被収容者の処遇改善と権利拡大にむけて運動を強めます。

六 死刑廃止をめざして

昨年の総会において、死刑は、国家権力が人の命を奪う残虐な刑罰であり、誤判に対する回復不可能な刑罰として、死刑廃止をめざして日弁連や諸団体と連帯して運動をすすめることを決定しました。

今年6月には、幅広い著名人の呼びかけで「死刑をなくそう市民会議」が発足し、8月31日の結成集会は大きく成功しました。当連絡会は、国民救援会や日弁連をはじめ「市民会議」などと共同し、国民的な議論を巻き起こし、死刑廃止をめざして運動をすすめます。また、政府に対して死刑に関する情報公開を求めています。

七 国際人権規約を大いに生かそう

この間、国際人権活動日本委員会や国民救援会と協力して、自由権規約委員会の第7回日本審査に向けて情報の収集と日本審査に向けて準備をすすめてきました。

日本政府は、まだ自由権規約委員会に対して報告書を提出していません。当初、来年3月2日から27日の会期(自由権規約委員会第128会期)で、第7回の日本政府報告審査がおこなわれるということでしたが、現在の国連のホームページによると来年10月12日から11月6日までを会期とする第130期に変更となっています。

現在、各支援組織においても代表派遣の取り組みが検討されています。日本政府審査の状況については、適宜情報の提供を行うようにします。

2014年7月に行われた自由権規約委員会の第6回日本政府報告審査に際して、当連絡会は国民救援会と協力して、袴田事件を前面に押し出したリーフを各委員に配布し、冤罪事件の深刻な実態を訴えてきました。

その結果、自由権規約委員会は総括所見の死刑に関する第13項Cの中で証拠開示について、「とりわけ弁護側に全ての検察官の証拠への完全なアクセスを保障すること、また拷問あるいは不当な処遇によって得られた自白が証拠として採用されないことを確保することによって、不当な死刑判決に対する法的セーフガードを直ちに強化するこ

と」(国際人権活動日本委員会・仮訳より)を勧告しました。

引き続き、国民救援会や国際人権活動日本委員会と協力して、自由権規約委員会への第7回日本審査にむけて、レポートの提出を準備します。

今後とも、国連の各委員会や諸機関で出された「勧告」などを活かして、裁判や関係省庁への要請行動などに活かしていきます。

また、拷問禁止委員会の第3回日本審査に向けて、国民救援会や国際人権活動日本委員会などの協力を得て、情報の提供とレポート作成などのとりくみをすすめます。

八 連絡会の組織、財政活動の総括と今後の活動方針

1、活動全体としての総括

この間、「再審・えん罪事件全国連絡会ニュース」の隔月発行をめざし、この一年間にニュースを5回発行することができました。

全国連絡会の果たすべき役割は大きく、その期待に応えるためにも組織的な強化が求められています。引き続き、各支援団体と弁護団との協力関係を強め、情報発信を強めていきます。各事件からのご意見や活動報告、裁判の進行状況について情報提供をお願いします。

また、冤罪事件に対する国民の関心の高まりという好機を逃さず、加盟事件の勝利をめざし、国民救援会はもとより各弁護団や研究者、他の人権NGOなどと協力・共同関係を強め、国民の目に見える活動を繰り広げ社会的発信を強化します。

2、事務局会議の開催と運営、メーリングリストの活用

事務局会議は、基本的に毎月1回開催し、各事件の動きを掴むように努めてきました。

しかし、連絡会事務局は、現在は首都圏の支援組織を中心に構成されていることから、情報が限られています。ぜひ、各支援組織のニュースや情報を提供してください。各地の支援活動や裁判の状況を共有し、議論を充実させます。

また、毎月の事務局会議での議論や決定事項を運営委員をはじめ各支援組織に情報を共有し、連絡会の日常活動をさらに豊かにするために、新たに運営委員のメーリングリストを活用します。

ぜひ、メーリングリストへの登録にご協力をください。

3、ニュースの発行、ホームページの充実

各支援組織からのニュースや資料、その他情報提供を受けて、「再審・えん罪事件全国連絡会ニュース」やホームページ等で掲載し、裁判の情報や活動の経験を紹介して、相互に学びあいながら活動をすすめてきています。

ニュースは、隔月年6回の発行をめざし、紙面の充実に努めます。

今後、加盟組織と事務局の連携を強めるために、事務局員と各事件の運営委員のメー

リングリストを活用して、情報共有の迅速化を図るなど改善をはかります。

ホームページについては、現在のホームページの容量や、もともとの設計の問題点も指摘されており、今期は一定の予算措置をとってホームページをリニューアルしました。

今回のリニューアルの特徴点は、スマートフォンやタブレットからもアクセスできる仕様に改善したことです。今、多くの人々が日々スマホなどから情報を入手する状況です。とりわけ若者にも冤罪事件を考えてもらえる手段として改善したことが大きな特徴です。そのほか、今までのホームページは通信容量に制限があり、再審開始決定の直後など、アクセス集中により通信容量がオーバーしてしまい、アクセスできない問題が生じていました。この問題が改善されます。さらに、動画などを貼り付けて閲覧することも可能です。引き続き、情報の発信の強化と共有化を促進していきます。各事件からもメールなどで積極的な情報提供をお願いします。とりわけ、各地の行動や裁判の動きを短い記事でもかまいませんので、写真を添えて送ってください。

4、連絡会への加入の働きかけなど

前回総会以降、国民救援会が支援している冤罪事件支援組織へ加盟の要請を行ってききました。今期、新たな加盟事件はありませんでした。現在、22団体が加盟しています。引き続き、加盟を呼びかけます。

また、この間の運動の前進のなかで、支援の相談や裁判への助言を求める手紙などが多数寄せられるようになりました。事務局では、連絡会の目的、会則にもとづいて対応しています。

5、財政・カンパ活動・賛助会員の拡大

① 財政報告

当日、財政資料を配布し報告します。

② 事件や賛助会員からの分担金・会費の集金について

分担金納入の促進。また、賛助会員についても会費の請求をきちんと行うことが大切であり、そのために事務局会議で、必要に応じて納入状況の到達を明らかにし、議論するようにします。

③ 年末救援統一募金のとりくみ

毎年、年末救援統一募金を国民救援会と共にとりくんでいます。今年度も昨年度集約した分について、国民救援会から連絡会と各支援団体に配分されました。

④ 独自のカンパ活動と賛助会員拡大のとりくみ

「再審・えん罪事件全国連絡会ニュース」にカンパの訴えや賛助会員募集の訴えを掲載し、加盟事件の協力も得ながら、賛助会員の拡大にとりくみます。

6、冤罪関係の書籍を普及しよう

連絡会事務局では、各事件のテーマにした書籍や冤罪事件の救済に役立つと思われる書籍などを紹介し、普及に務めてきました。

今年10月、燦燈出版社から「冤罪白書2019」が発行されました。「冤罪ファイル」と同様、冤罪を真正面から取り上げる定期雑誌が発刊された意義は大きい。ぜひ、発刊が継続できるように各支援組織でも普及に協力をお願いします。

事務局でも、各事件に関連する著作や冤罪関係の書籍を紹介し、学習活動を推進します。

7、次期役員体制の提案と選出

次期新しい役員を提案し、別紙のとおり選出されました。